

# 障害者の地域生活を支える取り組みの充実について

福祉事務所 障害企画課

## 1. 政策等の背景・目的及び効果

障害者の高齢化に伴う重度化や「親亡き後」を見据え、地域で、住みたい場所で住み続けられるよう障害者（児）の地域生活を支援するため、新たな制度の構築や既存制度の拡充を図るものです。

まず、「緊急時の受け入れ・対応」体制の確保を図るため、地域生活支援拠点機能の充実に取り組みます。また、枚方休日歯科急病診療所において、障害者を受け入れている診療日を増やします。

障害のある児童、若者に対する支援策では、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中度難聴の若者に対しての特別補聴器給付事業の年齢制限を引き上げるとともに、意思疎通が困難な重度障害者の方を対象に行っている入院時コミュニケーション支援事業の対象者要件を緩和します。

## 2. 内容

### (1) 「緊急時の受け入れ・対応」体制の確保

地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するものであり、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を備えることとされており、本市においては順次、整備を進めているところです。

その中で、主な介助者が、病気・事故・休養等で一時的に介助ができなくなった場合等に備えて、「緊急時の受け入れ・対応」体制の確保に向けて、新たに市内短期入所事業所と協定を締結し、迅速な受け入れ体制を確保するものです。

なお、他に未整備である「体験の機会・場」についても今後整備を進めてまいります。

## (2) 障害者歯科診療補助事業の拡充

枚方休日歯科急病診療所では、地域の歯科診療所での受診・診療が困難である障害者を受け入れています。障害者（児）の特性として、日常における歯磨き等の口腔ケアを各自で行うことは難しく、歯科医院において3か月に1度の定期的な口腔ケアが必要ですが、現在では受診待ちが発生している状況です。

こうした状況を踏まえ、現在、毎週木曜日と月2回の土曜日に開所しているところを、さらに月1回の土曜を開所日に加えることで、受診環境の改善を図り歯科受診による定期的な口腔ケアにつなげていきます。

この事業を推進するにあたり、障害者診療に関わる歯科医師等を増やすため、障害者診療の技術を習得するための技術者養成講座を開催し、最新の知見を交えた障害者の特性を広く理解していただく研修会事業も行っています。実績としては、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、実施できない時期がありましたが、引き続き、関係課と連携しながら、障害者診療に関わる歯科医師等の育成に取り組んでまいります。

## ※研修等事業実施状況

### 1. 枚方市障害者（児）等歯科医療技術者養成事業

参加者	歯科医師	歯科衛生士
令和元年	4名	4名
令和4年	5名	4名

### 2. 枚方市障害者（児）等歯科口腔保健推進研修会

受講者	歯科医師等
令和元年	29名
令和4年	18名

### (3) 難聴児特別補聴器給付の拡充

現在「難聴児特別補聴器給付事業」として、市民税所得割額が46万円未満の世帯を対象に、18歳未満の障害者手帳には該当しない聴力が30デシベル以上の方に対して、「聞こえの力の獲得」「学習支援の観点」から、特別補聴器を給付していますが、多くの方が18歳を過ぎても学校に通われている状況です。

こうした状況を踏まえ、年齢要件を拡充し、「若者入院医療費助成制度」も勘案しながら、18歳から22歳までの若者も対象とすることで、大学等での修学支援と若者に対する経済支援を充実するものです。

聴力	実際の聞こえ具合	難聴の程度	手帳の程度
0dB	健聴者が聴き取れる最も小さい音	正常 普通の会話に問題ない	—
10dB	雪の降る音		
20dB	寝息		
30dB	紙に鉛筆で文字を書く音	軽度難聴 (25dB～)	身障手帳 該当しない
40dB	静かな会話	小さな音は聞こえにくい	
50dB	家庭用エアコンの室外機の前くらい	中度難聴 (40dB～)	
60dB	普通の話し声	普通の会話が聞こえにくい	
70dB	騒々しい事務所の室内程度	高度難聴 (70dB～)	身障手帳 3～6級
80dB	走行中の地下鉄車内	大きな声でも聞こえにくい	
90dB	唄っている最中のカラオケ店個室くらい	ろう (100dB～)	
100dB	電車が通過している時のガード下くらい	耳元の大きな声でも聞こえにくい	身障手帳 1～2級
120dB	かなり近くからのサイレン	日常の会話が聞こえない	

#### (4) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の拡充

重度障害者の方が適切な入院治療を受けられるよう、意思疎通が困難な重度障害者の方を対象に、入院の際、本人が利用する指定障害福祉サービス等の事業者が本人とコミュニケーションをとることができる者を派遣し、医療機関のスタッフとの円滑な意思疎通を図る事業を実施しています。

この事業は、現在、障害支援区分4及び5の重度訪問介護の支給決定を受けている者、もしくは区分3以上の行動援護支給対象者に限定していますが、コミュニケーションに支援を必要とされる障害者(児)も多くおられることから、利用要件を拡充するものです。

身体障害者については重度訪問介護の支給決定の条件、また知的障害者については行動援護の対象という要件を緩和することにより、利用者の拡充を図ります。

**【現在の対象者】**

- ・意思疎通が困難な重度訪問介護利用者（障害支援区分6の方除く）
- ・障害福祉サービス（重度訪問介護、施設入所、療養介護除く）利用者で且つ行動援護利用対象者
- ・移動支援、日中一時支援の利用者で且つ行動援護利用対象者

**【変更後の対象者】**

- ・現在、重度訪問介護の利用者と行動援護サービス対象者に限定されている要件を一定緩和、することにより、この支援を必要とされている方の利用につながるようにします。

※網掛け部分が現在の対象者389人で、見直しにより新たに1,296人が増加となります。（単位:人）

見直し後		区分3	区分4	区分5	区分6	現在 389人 ↓ 見直し後 1,685人
コミュニケーションに困難を要するもの	重度訪問介護利用者	—	0	1	法定サービス対象	
	その他の障害者	<b>見直しによる増加分 1,296</b>				
	行動援護対象程度	5	44	161	178	



### 3. 実施時期等

令和6年4月1日

### 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち  
施策目標10 障害者が自立し、社会参加ができるまち



### 5. 関係法令・条例等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領

## 6. 事業費・財源及びコスト

### ① 「緊急時の受け入れ・対応」体制の確保

《事業費》 196千円

支出内訳 補助金：196千円

虐待の一時保護に準じ、1日当たり7,000円

(補助単価5,000円+食費等2,000円) × 想定7日 × 想定4人

《財 源》 一般財源：196千円

### ② 障害者歯科診療補助事業の拡充

《事業費》 15,674千円

支出内訳 補助金：15,674千円

《財 源》 一般財源：15,674千円

### ③ 難聴児特別補聴器給付の拡充

《事業費》 631千円

支出内訳 扶助費

- ・補聴器等 申請 5人分

《財 源》 一般財源：631千円

④「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」の拡充

《事業費》 990千円

支出内訳 報償費：990千円

《財 源》 国府支出金：742千円 一般財源： 248千円